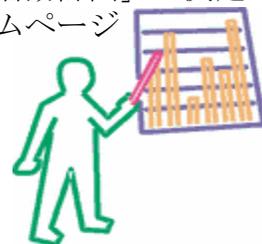


## 「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました

5月25日開催の農業委員会定例総会において、「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました。内容につきましては、折込みをご覧くださいか、または、ホームページ <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/> に掲載しています。

なお、これらの案について皆様方のご意見を募集していましたが、4月30日までの期間中、応募がなかったことをご報告します。

来年4月にもご意見及びご要望等を募集いたしますので、よろしくお願い致します。



## 農地転用には許可が必要です

農地を農地以外のものとする場合または農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、原則として許可が必要になります。

### 違反転用に対する処分等

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、国又は都道府県知事から工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、①原状回復等の命令に定める期日までに命令に係る措置を講ずる見込みがないとき、

②違反転用者を確知できないとき、

③緊急に原状回復措置を講ずる必要があるとき

には、国又は都道府県知事自ら原状回復等の措置を講ずる場合があります。

なお、原状回復に要した費用については、原則として、違反転用をした者から徴収し、納付を拒まれた場合には、国税滞納処分の例により徴収することがあります（農地法第51条）。

違反転用や原状回復命令違反については、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円の罰金という罰則の適用もあります（農地法第64条、67条）。

次のようなことがありましたら、農業委員会事務局（54-2121内線354）まで事前にご相談ください。

- 農地を
- ▶ 住宅、工場、店舗、学校、病院等の施設用地にしたい
  - ▶ 道路、水路等の用地にしたい
  - ▶ 青空駐車場として利用したい
  - ▶ 農業用施設を建てたい
  - ▶ 一時的な資材置き場にしたい
  - ▶ 作業員仮宿舎を設置したい
  - ▶ 砂利採取場としたい

